

# 「避難行動・マイ避難カード作成」啓発動画・ポスター等制作業務 企画提案募集要項

## 1 事業目的

近年自然災害が激甚化・頻発化するなか、住民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」「いつ、どこに、どのように避難するか」との意識を向上させ、逃げ遅れによる被害者をゼロにするため、「避難行動・マイ避難カード作成」啓発動画及びポスター等を制作することとし、業務を委託する事業者を選定するための企画提案を募集する。

### ※【マイ避難カード】

住民一人ひとりが「逃げどき」「避難先」「避難方法」等を事前に決めて記載したカード  
(兵庫県HP「マイ避難カード」を参照)



## 2 応募資格

民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。

- (1) 構成、デザイン、内容等において、質の高い映像の制作が出来ること。
- (2) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。
- (3) 県の入札参加資格制限基準（地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく）による資格制限を受けていない団体等であること。
- (4) 県の指名停止基準にもとづく指名停止を応募書類の受付期間において受けていない団体等であること。
- (5) 県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税についての未納のない団体等であること。
- (6) 事業の実施にあたり、県との打合せなどに適切に対応できること。
- (7) 業務内容について、守秘義務を遵守できること。

## 3 業務内容

別紙「『避難行動・マイ避難カード』啓発動画・ポスター等制作業務仕様書」（以下「業務仕様書」という）のとおり。

## 4 委託条件

### (1) 委託料

5,808千円を上限とする。(消費税及び地方消費税含む)

### (2) 経費

#### ① 対象となる経費

ア) 動画制作に要する経費（人件費、機器・機械等のレンタル・リース費、消耗品費、旅費、謝金、映像及び写真の使用料、著作権料等）、その他事業実施に必要な経費  
※ 機器、機械等については、原則リース又はレンタルでの対応とする。

#### イ) 消費税及び地方消費税

上記ア)の経費にかかる消費税及び地方消費税

#### ② 対象外の経費

土地、建物の取得にかかる経費、物品、施設の設備を設置又は改修する経費、受託者

の本来業務にかかる経費、領収書等により委託事業として支払ったことが明確に出来ない経費、その他事業との関連性が認められない経費

(3) その他

再委託は原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ県と協議し、承諾を得た場合に限るものとする。

## 5 応募

(1) 募集期間

令和3年12月15日（水）～令和3年12月28日（火）17時まで

(2) 提出書類及び部数（規格は日本工業規格A4片面）

- ① 応募申請書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・正1部、副8部
  - ② 提案者概要（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9部
  - ③ 企画提案書（15頁以内、長辺とじ）
    - ア) 企画提案書（様式3-1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9部
    - イ) 素材一覧表（様式3-2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9部
  - ④ 経費積算見積書（様式4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9部
  - ⑤ 誓約書（様式5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
  - ⑥ 同種又は類似事業の実績の内容が分かるもの（様式任意）・・・・・・・・9部
  - ⑦ 添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各1部
    - ア) 定款又は寄付行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
    - イ) 登記簿謄本（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）
    - ウ) 会社概要等、応募者の概要が分かる書類
    - エ) 申請日が属する会計年度の前年度の決算書類（事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）
- （以下の提出書類は、本県の入札参加資格がない方が対象）
- オ) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に係る徴収金（延滞金等の附帯金を含む）の滞納がないことを証する納税証明書（納税証明書（3））（提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）
- ※ 本県での課税実績がない場合は誓約書（様式6）

(3) 提出先等

- ① 提出先 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 県災害対策センター1階  
兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課防災・危機管理班 宛
- ② 提出期限 令和3年12月28日（水）17:00 必着
- ③ 提出方法 持込又は郵送

(4) その他

- ① 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- ② 提出書類は、本企画提案コンペの審査のためにのみ使用する。
- ③ 提出書類は、返却しない。
- ④ 提出書類は、非公開とする。ただし、公表の必要がある場合は、参加者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。
- ⑤ 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。

## 6 提出書類に関する留意事項

(1) 企画提案書に記載を求める事項

- ① 業務遂行のための事業計画
    - ア 組織体制（スタッフの人数、役割、専門分野等）
    - イ スケジュール など
  - ② 動画内容
    - ア タイトル
    - イ コンセプト
    - ウ 構成案（チャプター）及び各構成の主な内容

※「特記仕様書」も参照しながら、どのように構成し、どのような工夫で映像化するか、出来るだけわかりやすく記載のこと。
  - ③ ポスター・チラシ
    - ア コンセプト
    - イ 構成案
    - ウ 掲出場所の提案
  - ④ 素材一覧表  
保有又は使用する素材の一覧表（活用予定素材のうち代表的なもの）を添付のこと。
  - ⑤ その他  
上記以外でPRしたいこと。
- (2) 経費積算見積書作成にあたっての留意事項
- ① 旅費、消耗品等の費目名称を記載すること。
  - ② 可能な限り積算根拠（数量、単価等）を明示したうえで、積算内訳を記載すること。
  - ③ 費目毎に計上する見積金額は、全て税抜き金額とすること。
  - ④ 消費税免税事業者の場合はその旨記載すること。

## 7 募集要項等に関する質問等

### (1) 質問の提出

質問は文書（様式自由）で行うものとし、電子メールにて提出する。なお、電子メール件名冒頭には「【質問：啓発動画等制作業務】」の文言を入れること。

提出先電子メールアドレス：saitai@pref.hyogo.lg.jp

### (2) 質問の受付期限

令和3年12月21日（火）17:00

### (3) 質問に対する回答

令和3年12月23日（木）までに電子メールにより回答する。

なお、同種の質問が想定されるもの等については、県ホームページへの掲載

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/hinan-keihatsu.html>) 等により周知する。

ただし、関係者などへの確認を要する質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は、期限までに回答できない旨の連絡を行う。

## 8 審査等

### (1) 審査方法及び選定

別に設置する企画提案審査委員会において審査の上、事業者を選定する。なお、必要に応じて別途ヒアリングを行うことがある（ヒアリングを行う場合は、別途日時及び場所等を連絡する）。ただし、4者以上の応募者があった場合に限り、事前審査において3者以内に絞ったうえで審査する。選定結果については文書により応募者に通知する。

### (2) 審査基準

#### ① 業務実績及び実施体制

同種または類似業務の実績の有無、実施体制

- ② 企画提案  
構成・ストーリー、デザイン・ビジュアル性、内容の充実度
  - ③ 見積額  
適切な経費となっているか
  - ④ その他  
業務遂行にあたっての創意工夫 等
- (3) 審査結果  
審査結果については、災害対策課から応募者全員に文書で通知する。

## 9 委託契約の締結等

- (1) 県は、選定された事業を提案した事業予定者と提案事業の実施方法等について、協議・調整を行う。その際、双方で確認のうえ、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (2) 契約形態は、精算条項を設けた概算契約とし、契約条項は、災害対策課において示す。
- (3) 契約の相手方となる事業者等は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

## 10 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

## 11 事業報告等

- (1) 委託事業終了後は、事業実績報告書を県に提出する。
- (2) 事業実施の進捗状況については、上記以外にも随時報告を求める場合がある。

## 12 委託料の支払い

- (1) 委託費は、原則精算払いとし、事業終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (2) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、県が必要と認めるときは、委託料を変更する場合がある。

## 13 著作権

本業務により制作される成果物の著作権、著作権は兵庫県に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、兵庫県は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受注者はその為に必要な著作権処理を行うものとする。

## 14 事務局

兵庫県 企画県民部 災害対策局 災害対策課（防災・危機管理班）  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県災害対策センター1階  
TEL：078-362-9988 FAX：078-362-9911 E-mail：saitai@pref.hyogo.lg.jp